

〔研究論文〕

核軍縮交渉義務事件と核軍縮へのアプローチ —マーシャル諸島共和国対英国事件を手掛かりに—

山田 寿則

〔Article〕

Obligations concerning Nuclear Disarmament Negotiations Cases and Approaches to Nuclear Disarmament: Some Reflections on Possible Issues in the Republic of the Marshall Islands vs. the United Kingdom Case

Toshinori YAMADA

Abstract

2015 NPT Review Conference ended without any concrete outcomes. Now several approaches to nuclear disarmament are contested each other: step-by-step, comprehensive, building-block, humanitarian consequences, humanitarian pledges, NWC, or BAN treaty approach. Common focus has been placed on “effective measures” relating to nuclear disarmament in Article VI of NPT during its last Review cycle. Obligations concerning negotiations in good faith on effective measures relating to nuclear disarmament are too vague to unit all approaches asserted by different states with different interests.

The cases instituted by the Republic of the Marshall Islands (RMI) against Nuclear Weapons States in the International Court of Justice (ICJ) have possibility to cast light to confusion among approaches to nuclear disarmament. Our purpose here is taking a look at RMI's application against the United Kingdom, viewing some possible issues in the case, and examining some implication of the Obligations concerning Nuclear Disarmament Negotiations Cases.

These case are now on the proceedings of jurisdiction and admissibility. If moving into the Merits, the cases are expected to bring some guidance into negotiation relating to nuclear disarmament in the real world.

はじめに

2015年第9回核兵器不拡散条約(NPT)再検討会議は、具体的成果に合意することなく終了した。中東における大量破壊兵器のない地帯の設置に関する会議の開催をめぐる米英等と中東諸国との見解対立が直接の原因とされる。しかし、NPT再検討会議の背景には核軍縮の進展をめぐる核兵器国(NWS)と非核兵器国(NNWS)との対立が常に存在しており、特に近年は、核軍縮へのアプローチをめぐる様々な主張が政府間レベルでも市民社会においても提起されてきている。

今回のNPT再検討会議における焦点のひとつは、NPT6条に規定される「効果的措置」であった。

同条では以下のように規定する。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小(nuclear disarmament)に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実(in good faith)に交渉を行うことを約束する。」(公定訳)

新アジェンダ連合(NAC)はこの「効果的措置」を前進させる法的アプローチ探求のための討議の場を再検討会議に設けることを主張した¹。再検討会議ではこれをうけて主要委員会 I の補助委員会 1 において討議がなされている。NAC は 2014 年の準備委員会においては効果的措置に関連して核兵器禁止の枠組みのあり方について分類した作業文書を提出し、議論を推し進めてきた²。また、今回の再検討サイクルにおいて登場してきた核軍縮への人道的アプローチでは、これを牽引するオーストリアが「人道の誓約」への賛同を諸国に呼びかけたが、そこでは 6 条の実施とともに、この目的のため、核兵器の禁止と全廃についての法的ギャップ(the legal gap for the prohibition and elimination of nuclear weapons)を埋めるための「効果的措置」の特定と追求が呼びかけられた³。

これに対し、伝統的に核軍縮への包括的アプローチをとる非同盟諸国(NAM)は、2030 年までの期限を切った核軍縮案⁴を提出したが、軍縮会議(CD)における交渉開始を重視する立場を維持している⁵。NAM を中心として包括的な核兵器禁止条約(NWC)の主張も提起されている⁶。

また、ステップ・バイ・ステップのアプローチを維持する P5 は 2009 年以降 P5 を中心として関係国会合を開催し、NPT への標準報告様式や核関連用語の定義集の作成を進め、公表している⁷。この P5 プロセスによる核軍縮の進展は NNWS からすれば極めて不十分なものである。

なお、日豪を中心とする軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)は、2014 年準備委員会に提出した作業文書で複数の軍縮措置の並行的な進展をはかるビルディング・ブロック・アプローチを提唱したが、核兵器禁止条約等までを具体的な検討対象とするものではなかった⁸。

市民社会の中には、まず核兵器を禁止する条約を作成したうえで、核兵器の全廃につなげていくとのいわゆる BAN 条約の主張が存在する。当初は NWS が参加しない NNWS のみによる条約であっても先行的に成立させようという主張である⁹。実際、2015 年の国連総会第 70 会期においては 2016 年に国連総会の下で核軍縮の議論を行う作業部会(OEWG)の設置が提案されており、核保有国からは強い反対が示されている¹⁰。この OEWG が NNWS による先行的な核兵器禁止の条約作成につながることへの懸念が存在している¹¹。

このように多様な見解が生じる要因のひとつとしては前提となる NPT 6 条における核軍縮義務の

1 NPT/CONF.2015/WP.9.

2 NPT/CONF.2015/PC.III/WP.18.

3 NPT/CONF.2015/WP.29.

4 NPT/CONF.2015/WP.14.

5 例えば、2015 年国連総会第 1 委員会に提出した決議案(A/C.1/70/L.44)参照。

6 いわゆるマレーシア決議であり、最新のものは 2015 年国連総会第 1 委員会に提出された決議案(A/C.1/70/L.51)参照。

7 NPT 再検討会議における 2015 年 4 月 30 日の P5 を代表しての英代表演説参照。

8 NPT/CONF.2015/PC.III/WP.23.

9 See Ray Acheson, et al., *A Treaty Banning Nuclear Weapons*, Article 36, Reaching Critical Will, 2014.

10 2015 年 11 月 5 日国連総会第 1 委員会における P5 を代表しての仏代表演説(UN Press Releases GA/DIS/3541)参照。

11 2015 年の NPT 再検討会議については、黒澤満「2015 年 NPT 再検討会議と核軍縮」阪大法学 65 巻 3 号、2015 年参照。

内容が一義的に定まっていなかったことが指摘できる。6条においては上記のように交渉の主題として3つの事項に言及があるが、とりわけ核軍縮の効果的措置についてはそれ以上の具体的措置については特定なされていない。

このような交渉継続義務の性質の曖昧さは従来から指摘されており、とくに、①交渉対象事項が具体的に特定されていない点および②交渉時期(とくに終期)が明示されていない点が指摘されている。このことから、交渉主題の決定は締約国の自由に委ねられていると解されてきた¹²。上述のようにNACによって「効果的措置」の内容を特定すべきとの主張がなされているが、このこと自体、現在でも6条が法的に要請する具体的軍縮措置については諸国間で完全な合意は存在しないことを示唆する。

加えて、問題となるのが、③全面完全軍縮(GCD)措置と核軍縮措置との関係である。即ち、NWSからは、通常軍縮を含むGCDの実施を核軍縮措置実施の条件とする主張が現在でもみられる¹³。

このようなNPT6条の「核軍縮義務」をめぐる政治的法的状況のなかで、現在、国際司法裁判所(ICJ)においては、マーシャル諸島共和国(以下RMIまたは原告)が核保有国を相手取り同諸国による核軍縮交渉義務不履行の認定等を求めた「核軍縮交渉義務」事件が係属しており、英国、インド、パキスタンをそれぞれ被告とする3つの事件の審理が進んでいる¹⁴。

原告は、被告となる核保有国がこの「核軍縮交渉義務」に違反していると主張し、とくに英国については、NWC交渉開始の提案に反対していることや2013年に国連総会の下で開催された多国間核軍縮交渉を前進させるための作業部会(OEWG)に反対したこと等がその義務違反に該当すると主張する。

他方、英国は2015年のNPT再検討会議に提出した国別報告書において以下のように述べて、6条に違反していないとの立場を示している。

「潜水艦のような英国の核抑止能力の諸要素を維持しかつ更新することは、核不拡散条約上のわが国の国際義務に完全に合致する。この条約は、核兵器国が現在保有している核兵器システムの維持を禁止してはいないし、核不拡散条約は条約6条の履行につきいかなるタイムテーブルも設定してはいない。グローバルな安全保障環境のために英国が核兵器を維持することが必要である限りは、わが国は、核兵器システムが運用期限を迎えるにつれ旧式化するそのシステムの諸要素をリプレースしアップデートすることによる場合を含む、能力のあらゆる要素の安全性と信頼性を維持する責任がある。」¹⁵

このような見解の対立を見れば、本訴訟はNPT6条の核軍縮義務の性質と内容を正面から扱うものであり、同義務についての司法判断は、現実の核軍縮へのアプローチをめぐる諸国間の議論に一定の示唆を与えうるものと考えられる。本稿は、現時点における本訴訟の進展状況をまとめるとともに、本案段階に進む可能性が最も高い対英事件における原告訴状を紹介・検討し、これをふま

12 黒沢満『軍縮国際法の新しい視座』東信堂、1986年、181頁以下参照。また6条履行の困難さについては、藤田久一『軍縮の国際法』日本評論社、1985年、76頁以下参照。

13 例えば、2015年NPT再検討会議でのP5声明(註7)では、「我々はNPT前文で言及されかつ6条で規定されている核軍縮および全面完全軍縮という共通の目標を再確認する。」と主張されている。

14 本訴訟が提起された直後の進展については、山田寿則「マーシャル諸島共和国による国際司法裁判所への提訴と核軍縮義務の展開」文教大学国際学部紀要25巻2号、2015年参照。

15 NPT/CONF.2015/29, para. 11.

て今後想定される争点につき検討を加えることで、核軍縮へのアプローチ問題について本訴訟がいかなる示唆を与えうるかを考察する。なお本事件は現在書面段階にあり、訴状以外の書面は一般には未開示であるので、以下の記述は公開情報に基づくものである。

I 核軍縮交渉義務事件の現状

本訴訟の提訴に至る経緯と、2014年11月時点までにおける裁判手続の進行状況についてはすでに別稿で触れた¹⁶。原告による申述書の提出は当初予定されていたとおりの期日までに行われており、被告による答弁書の提出が待たれていたが、本稿執筆時点においては、以下のような進展がみられる。

まず、対インド事件(管轄権)については、2015年5月5日にインドが答弁書提出期限の3か月延長を申し入れ、RMIがこれに同意したことにより(同8日)、ICJはインド答弁書提出期限を当初の6月16日から9月16日に延期することを決定した(同19日付命令)。当初インドは代理人を指名していなかったが、このことから代理人を指名したと思われる。

次に、対英国事件については、6月15日に英国が先決的抗弁を提起した。ICJはこれに関するRMIによる陳述書の提出期限を10月15日とした(6月19日付命令)。英国の先決的抗弁の内容は明らかではないが、ICJの管轄権を否認し、核軍縮義務の遵守という実体的争点について司法判断適合性がないと主張しているようである¹⁷。

さらに、対パキスタン事件(管轄権および受理可能性)においても、被告答弁書の提出期限が延期されている。7月2日にパキスタンは7月17日が期日であった答弁書提出期限の6ヶ月延長を要請した。これに対してRMIは同国の申述書提出から9ヶ月後であることが望ましいと回答したが、ICJはパキスタンによる答弁書提出期日を12月1日とした(7月9日付命令)。

英国が先決的抗弁を提起したことにより、3つの事件はともに手続上の争点についてICJの判断が求められることとなった。上記期日どおりそれぞれの書面が提出されるならば、2016年の前半には口頭弁論が行われ、管轄権および受理可能性に関する判決がそれぞれの事件について出される見通しとなった。なお、この間、RMIは3つの事件のすべてにおいてベジャウイ(Mohammed Bedjaoui)元ICJ所長をアド・ホック裁判官として指名した。

II 対英事件の請求訴状の概要

英国を被告とする訴訟を提起する原告の請求訴状(以下、訴状)は、6つのパート(全116パラグラフ)および請求の趣旨を述べた救済(Remedies)から構成されている¹⁸。これは被告が提出した9つの訴状すべてに共通する構成である。原告が求める救済は、①被告の行為が国際義務に違反していることの確認と、②判決後1年以内に核軍縮措置をとるよう被告に命じる命令判決である。以下こ

16 山田、前掲論文(註14)、参照。

17 See *LCNP eNews*, No. 17, July 2015, available at <http://lcnp.org/pubs/eNews/no17.htm>, visited on Nov. 5 2015.

18 *Application instituting proceedings against the United Kingdom submitted on 24 April 2014 by the Republic of the Marshall Islands to the International Court of Justice re obligation to pursue in good face and conclude negotiations leading to nuclear disarmament*. なお、この訴状の暫定訳は『反核法律家』85号、2015年、15頁以下参照。

の対英国事件の訴状から、原告がどのような事実と法に基づき、被告のどのような行為を義務違反として主張しているかを検討する(以下パラとあるのは、同訴状のパラグラフを示す)。

A 原告の主張の基礎について

I 導入部(パラ1～17)においては本訴の背景と原告の主張の要点並びに原告の本訴に係る利益が述べられている。基礎をなす主張として、英国が次のような継続的違反を行っている点が示される。即ち、①NPT6条の義務に継続的に違反している点、②同じ義務を内容とする慣習国際法に継続的に違反している点、③国際法上の義務を誠実に履行する義務に継続的に違反している点、この3点である(パラ7)。

また、原告たるRMIについては、米国による核実験場となってきた歴史を指摘しつつも、本訴を提起する原告の利益としては、「核兵器の大規模な軍備の存在がもたらす継続的な脅威」を指摘し、「6条と慣習国際法に従った全面核軍縮がせいぜい遠い見通しでしかないところ、RMIがNPT当事国で居るだけであることはもはや受け入れ難いとの結論に至った。本請求は、NPTとの関連で英国が44年前に引き受けた法的義務が約束された結果を実際もたらすよう確保しようと求めている」と主張している(パラ10)。

B 原告の主張する事実

第II部の事実においては、英国の核軍備の実態と核軍縮への取組みが記述されている。4節からなり、まず、核兵器国たる5つのNPT当事国につき、核開発の年次とNPT当事国となった事実関係が記述され(A節)、次いで、印パ、イスラエル、北朝鮮が核開発を行った事実を挙げて、現在の核保有のデータ¹⁹を示している(B節)。この2つの節も9つの訴状に共通する内容である。

次に、C節において英国の核軍備競争について、D節において英国の核軍縮の取組みについて事実を示している。C節は時系列に沿って4項から成る。まず、第1項において1952年の最初の核実験から1980年代までを初期の歴史としてまとめている(パラ24～29)。ここでは、核開発初期における英国による核爆弾製造の事実と、その後1958年英米相互防衛協定、1963年のポラリスC3潜水艦発射弾道ミサイル等の米国からの購入決定、1980年と82年のトライデントミサイルの米国からの購入決定と変更等により、英米間でのミサイルの共用性が確保された事実を述べている。これに関して、英国防省元高官の言葉を引用して「米国との共用性がもたらす財政上・兵站上の長期的利益が大いに影響した」ことを示唆する。

次いで、英国の現在の核軍備についての第2節では、1990年代から2010年の「戦略防衛安全保障見直し」に至る現状を記述する(パラ30～34)。英国核兵器システムは、潜水艦発射トライデントD5ミサイルを基礎する現在英国唯一の核兵器システムであって、トライデント核兵器システムは以下の3要素からなる。①4隻のヴァンガード級弾道弾搭載原子力推進潜水艦(SSBN)、②米国で製造されたトライデントD5潜水艦発射大陸間弾道ミサイル(ICBM)、③核弾頭の構成部分である。②について、英国は58基のミサイルに対して権原を有し、現在配備中のものは別にして、これらミサイルは、米国内施設の共用保管庫に置かれている。③については、英国内で作成されるが、相互防衛協定のもとで英国弾頭の生産については英米間に広範な協働が存在し、結果として、英国弾

19 核保有のデータは、SIPRI Yearbook 2013を引用している。

頭のある構成部分は、米国内で製造され、質的改良を加えられている。ヴァンガード級潜水艦は、スコットランド、ファスレーンのクライド海軍基地を母港とし、核弾頭は、クライド海軍基地内でD5ミサイルに装備される(パラ30～32)。2010年10月19日公表の戦略防衛安全保障見直し(SDSR)は、トライデントミサイル発射システムに基づく継続的警戒態勢での潜水艦発射核兵器システムへの英国の関与を再確認し、各配備潜水艦に搭載する弾頭数を48から40に削減すること、運用可能弾頭数の水準を160以下から120以下へと削減すること、ヴァンガード級潜水艦搭載の運用ミサイル数を8基までに削減すること、および英国全体の貯蔵核兵器を2020年までに225以下から180以下へと削減することを公表した(パラ34)。

さらに、第3項では英国の核政策や核関連支出につき以下のように記述している。英海軍は1968年以来中断なく核兵器によるパトロールを維持しており、1998年戦略防衛見直し(SDR)は、英国はこの継続的海洋核武装パトロールを維持し続けるとした(パラ35)。現在英国の最先端核兵器システムであるトライデントは、6,500～12,000キロの射程を有し、多弾頭により多くの目標に到達しうる(パラ36)。ソ連による脅威に関する戦略核システムとして設計されたトライデントは、冷戦終結後は「準戦略」(sub-strategic)の役割を追加された(パラ38)。英国はNATOの核政策に関与しており、NATO核兵器の先行使用は否定されていない(パラ39)。英国はBC兵器の使用に対して核兵器の先制使用を否定していない(パラ40)。9.11後のSDRでは核兵器の役割をテロ組織の抑止を含むまでに拡大した(パラ41)。これは必要と認める場合には、英国は懸念国およびテロ組織に対して核兵器を使用する意思を有しているということを含意する(パラ42)。2010年SDSRでは、英国は「NATO同盟国の防衛を含む自衛の極端な状況においてのみ核兵器を使用することを考慮する」と述べ、「正確にいつ、どのようにおよびどの規模で、使用を考慮するかについては意図的にあいまいにしておく」とした。また、NPTの非核兵器国に対する既存の安全保証を修正された形式で再確認している。いわく「英国は、NPT非核兵器国に対しては核兵器を使用せず、または使用の威嚇をしない」。だが「この保証は、不拡散義務の重大な違反を犯す国に対しては適用されない」と。また「他の大量破壊兵器、たとえば、生物・化学兵器の能力を開発しつつある国からの英国に対するまたはその死活的利益に対する直接的脅威は現在は存在しないが、将来的にこれら兵器の脅威、開発および拡散から必要となる場合には、われらはこの保証を見直す権利を留保する」とした(パラ43～44)。英国は、その防衛予算の5～6%に当たる資本費および運用費を毎年支出して、核戦力を維持し近代化を行ってきている(パラ45)。

第4項ではおもにトライデントの更新問題に焦点を当て、英国核軍備の近代化の現状につき以下のように記述する。2006年12月、英国はトライデント核兵器システム更新プロセスを公表し、2007年3月14日に下院で承認されたが、このとき現行システムの退役期限を越えて英国の最小限戦略核抑止を維持するために必要な措置をとることを支持する動議が409対161で提出された(パラ46)。2010年SDSRでは、更新弾頭は少なくとも2030年代後半までは要請されないことが決定されているとされる(パラ48)。英米相互防衛協定では、米国開発の新規システムが英国弾頭に利用されることとなり、これら努力のすべてが、英国は核兵器システムの質的改良に積極的に従事し続けていることを確認させる(パラ49)。2010年11月の英仏防衛安全保障協力条約では、NPTに一致した、各国の抑止の実行可能性および安全性を確保することを目的に長期互恵的なパートナーシップの構築が規定されている(パラ50)。2011年5月18日、英政府は議会に対して核兵器システムの後継計画についての「初期支出」を承認したことを通告し、国防相はトライデントミサイルシステムと海洋継続抑止に基づく最小限抑止は、英国にとり適正なものであって、かつ維持されるべきことを

言明した(パラ51、52)。首相も、トライデントを基礎とする独立した核抑止の維持に関与していることを述べている(パラ53)。2012年のNPT再検討会議第1回準備委でも、英国は核抑止を維持してトライデントを更新するとした(パラ54)。2013年の核軍縮に関する声明においても、継続的抑止を維持し、2020年代に退役期限を迎える既存の潜水艦を代替する作業を開始するとした(パラ55)。さらに同年、議会答弁において首相は同一条件での抑止の更新を約束した(パラ56)。トライデント諸代替案の見直しに際しても、対案のいずれもが継続的海洋抑止の現行態勢と同程度の回復力を提供しないし、あらゆる状況における迅速な対応を確保しえないとした(パラ58)。

D節では、英国の核軍縮の取組み述べられる。核軍縮交渉に関する歴史と一般政策に関する第1項では、まず、英国は、トライデントシステム(とその後継システム)を核軍縮交渉の対象とすることを要請されているにもかかわらず、拒否してきた、とする(パラ59)。1970、80年代、英国は、その核抑止システムをこの時期の核軍縮交渉の対象とすることを繰り返し拒否し、SALT1とSALT2交渉において、英国がポラリスを考慮対象とすることを拒否したことが交渉上の問題となった(パラ60)。1980年にトライデントIC4核兵器システムを調達する決定を最初に公表したとき、トライデントは英国の軍備管理義務に合致していると主張した(パラ61)。1982年にトライデントII D5システム調達に変更しつつあると公表したときには、英国は配備済みのポラリスシステムと計画中のトライデントシステムはINFやSTART交渉とは関係ないと主張している(パラ62)。冷戦終結時、英国は自国核兵器がINF交渉に含まれることを認めず、サッチャー首相は「英国独自の核抑止を放棄はしない」と述べた(パラ63)。同首相は英国へのトライデントミサイルの供給が将来のいかなる軍備管理協定によってもまったく影響されないという保証を米国に求め、かつそれを受けた(パラ64)。1998年SDRでは、米ロによる追加的削減がなされるまでは、英国核兵器のいかなる追加的削減も不可避免的に排除しており、この立場は2004年NPT準備委でも維持されているし、2009年のブラウン首相発言や2010年のフォックス国防相発言も類似のものである(パラ65～68)。核軍縮に関するOEWG設置についての2012年国連総会決議に英国は反対し、同OEWGに欠席しかつその成果も支持しないことを宣言した(パラ69、70)。

NWC交渉に反対することについて第2項では以下のように記述されている。まず、英国は常に、国連総会に1996年以来提出されている「核兵器による威嚇または核兵器の使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」決議に反対票を投じてきた(パラ71)。1997年にはモデル核兵器禁止条約がコスタリカにより国連総会に提出され、2008年にはコスタリカとマレーシアによりその改訂版が提出されている。国連事務総長は同モデル条約を核兵器禁止条約交渉の「よい出発点」だとしている。同モデル条約は化学兵器禁止条約のアプローチを応用したものだが、英国等が欠席した上記OEWGを除いては、交渉や審議は行われていない(パラ72～74)。2008年国連軍縮問題担当上級代表は、大国が「NWCについて概要であっても交渉したり議論したりすることを拒否」することは「軍縮の大義に反する」と非難したが、英国は、政策文書や高官の発言を通じてNWCに公式に反対を表明している(パラ75～78)。2013年の核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合でも、英仏米の声明により、核軍縮討議の「精力が、このハイレベル会合、人道上の帰結のキャンペーン、OEWGおよびNWCの推進のような構想に向けられていることを遺憾」とし、その後、核兵器を禁止し全廃する「包括的条約の早期締結のために、軍縮会議において、交渉を緊急に開始すること」を求めたハイレベル会合をフォローアップする国連総会決議に反対票を投じた(パラ79、80)。

C 原告の主張する適用法

第3部においては、本件に適用される法について述べられている。原告は①NPT6条(A節)、②慣習法(B節)、③信義誠実(C節)、この3つを主張している。

まず、A節においては、NPT6条を引用したうえで、NPTの起草過程が示しているのは、同条約は「戦略的取引」(strategic bargain)であって、NNWSは核兵器を取得しないことに同意し、NPTのNWSはその全廃につき交渉することに同意したのであり、このことはNPT再検討会議で確認され、とりわけ、2010年再検討会議では、圧倒的多数の国が、「とりわけ、この条約に従って核軍縮を行うとのNWSによる法的拘束力のある誓約に応じるとの文脈で」、核兵器を取得しないとの法的拘束力のある誓約を行ったことが留意されている、とする(パラ81、82)。6条は、最重要の条約規定であり、ICJは核兵器勧告的意見において、6条は「特定の行動経路をとること、すなわち、この問題について誠実に交渉することにより、明確な結果、つまりあらゆる点における核軍縮を達成する義務」を含んでいるとして、「厳重かつ効果的な管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る核軍縮交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務が存在する」と結論した。これは、6条が単なる「行動の義務」を越えて、その交渉を完結させるという結果の義務を含んでいると認めているのである(パラ83、84)。ICJは、「6条に表明された義務の履行は疑いなく、こんにちの国際社会全体にとり死活的重要性をもつ目的であり続けている」と述べたが、ICJはながらく国際社会全体に対する対世的義務(obligation *erga omnes*)の重要性を強調してきており(バルセロナ・トラクション事件判決)、この勧告的意見での結論は、6条の義務は対世的義務であるとの宣言に等しく、よって、すべての国が、その義務の適時の履行に法的利益を有しており、かつその実現を援助するという対応した法的義務を負っている(壁事件勧告的意見)とする(パラ85)。

次にB節においては、上記NPT6条の義務が慣習国際法上の義務であると主張される(パラ86)。核兵器勧告的意見において、ICJは、交渉を遂行しかつ完結させるという二重の義務が形式上は(こんにちでは190の)NPT締約国に関係しているとし、また「全面完全軍縮の、とくに核軍縮の現実的な探求は、すべての国の協力を必要とする」としている(パラ87)。同意見では、NPT締約国に限定することなく「厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務が存在する」と結論しており、ベジャウィ所長の宣言を参照するなら、これは慣習国際法の表明である。(パラ88、89)。また、国連総会は、1946年の第1号決議以来大量破壊兵器の普遍的な軍縮に向けての作業に深くかかわってきており、国連安保理もまた、NPT当事国のみならずすべての国による6条の履行を繰り返し要請しており(決議1887)、大量破壊兵器の拡散を国際の平和と安全に対する脅威だとしている(パラ90)。核軍備競争早期停止義務はNPTへの諸国による広範かつ代表的な参加に基づき慣習国際法上の義務として確立しており、慣習国際法上の核軍縮義務に固有のものである(パラ91)。国連総会(第1回国連軍縮特別総会最終文書)も、核軍備競争停止の必要性を宣言してきている(パラ92)。

最後にC節においては、まず信義誠実が国際法の基本原則であり、ICJ規程の意味における法の一般原則および条約法の枢要な原則であるだけでなく、国際社会における法の支配の精髓であり、国連の原則であるとする(パラ93)。また、国連憲章2条2および1970年の友好関係原則宣言の関連規定を引用したうえで、信用と信頼(trust and confidence)は国際協力に固有のものであるとした、核実験事件判決を引用する(パラ94、95)。さらに、第1回国連軍縮特別総会最終文書が、信義誠実の要請として「軍縮分野での努力に悪影響をあたえる行動を慎み、かつ交渉に対する建設的取組み姿勢と合意に至る政治的意志とを示すべき」と呼びかけたことを紹介し、NPT6条が、誠実な

交渉のみならず、結果の達成を要請していると主張する(パラ96、97)。最後に、「信義誠実の原則は、当事国が合理的な方法でかつ条約目的を実現し得るようなやり方で[条約を]適用することを義務づけている」とのガブジコボ・ナジュマロシュ事件判決を引用し、条約の趣旨および目的の実現を妨げる行動は禁止され、合意された目的の達成に対する国の誓約が疑問となるような行動は、その達成に向けた協力を成功させるために不可欠な信用を根底から損なう、と述べる。加えて、これらすべてが、慣習国際法上の義務を誠実に履行する義務にも等しく適用されるとする(パラ98)。

D 原告が主張する被告の義務違反

以上の事実と法を踏まえ、原告は被告(英国)が違反する義務違反につき、NPT6条(A節)、慣習法(B節)、信義誠実の義務(C節)に照らして分析する。

まず、NPT6条の観点からは、核軍縮に関する義務の違反と核軍備競争の早期停止に関する義務の違反が主張される(パラ100)。前者については、NWCに反対しその交渉開始を呼びかける国連総会決議に反対したことおよび核軍縮に関するOEWG設置に反対しその成果を支持しないとしたことが挙げられている(パラ102、103)。そのうえで、英国は明らかに「厳重かつ効果的な管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉」を積極的に遂行していない。反対に、かかる交渉を開始しようとする大多数の諸国による努力に反対してきた。したがって、被告は、NPT6条における核軍縮義務に違反し、かつ違反を継続している、と論じる(パラ104)。

後者についても、被告の行動は消極的かつ妨害的であるとしたうえで、①核兵器システムの質的改良の実質的努力に従事し続けている点、②このシステムを無期限に維持しかつ延長する努力を継続している点、③OEWGおよび国連総会を含む多国間フォーラムでの包括的核軍縮その他の措置に関する交渉に反対している点、これら3点にわたる英国の行動が、核軍備競争早期停止に関する6条義務の英国による継続的違反の明らかな証拠であり、被告は、同義務に違反し、かつ違反を継続していると論じる(パラ105～107)。

B節では、NPT6条と同一の義務が慣習法上存在していることから、A節と同一の根拠に基づき、被告は、核軍縮および核軍備競争早期停止に関する慣習法上の義務に違反し、かつ違反を継続している、と簡潔に主張する(パラ108、109)。

C節では、前2節でいう核軍縮および核軍備競争早期停止に関する義務の履行に関して、被告は誠実に行動していないと主張する(パラ110)。ここでは以下の2点を問題とする。すなわち、①核軍備を積極的にアップグレードし、近代化しおよび改良してきている点と、②今後数十年間核軍備に依存する意図を繰り返し宣言している点、である。とくに①については、核軍縮および核軍備競争早期停止に対する被告の基本的誓約に明らかに抵触する質的な垂直的核拡散に該当し、それはまた、他の核兵器保有国の追従を奨励し、かつ非核兵器国がその非核態勢を再考する誘因ともなりうる、と指摘する。結論として、核軍備競争早期停止および核軍縮に関する効果的措置につき誠実に交渉することを積極的に行わず、かわりに、これら法的拘束力のある約束に直接的に抵触する行為に従事することで、被告は、NPT上および慣習国際法上の義務を誠実に履行するという法的義務に違反し、かつ違反を継続している、と主張する(パラ111～113)。

E 原告の主張の特徴

以上の訴状内容から、原告の主張の特徴を以下のように整理することができる。

第1に、原告は被告による核軍縮等の交渉義務違反を認定する宣言判決を請求しているのであ

て、自国被害の回復を求めているわけではないという点である。原告は、自国が核兵器国による核実験場となってきた歴史に触れてはいるが、むしろその主張は、核軍縮交渉義務が対世的義務であり、NPT上においても慣習法上においても同義務は対世的義務として確立していることを前提としている。このことは、原告適格やICJにおける民衆訴訟の可否という問題を惹起する。

第2に、信義誠実の義務ないし原則に依拠している点である。NPT6条の「交渉義務」は前述のように曖昧であり、文言上は具体的な軍縮措置を必ずしも特定していない。原告による信義誠実(good faith)の援用はこの義務の内容を特定する試みとして注目される。これは、実体的争点となることが予想される。

第3に、措置命令判決の請求である点である。原告は、判決後1年以内に被告に対してNPT6条および慣習法上の義務を履行するための必要なあらゆる措置をとることを命じる判決を求めている。これには、「厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に関する条約の締結を目的とする交渉を、必要な場合には提議することによって、誠実に遂行すること」を含むとする。しかし「必要なあらゆる措置」は具体性を欠き、出された判決をめぐって原告と被告の間で解釈の相違が生じることも考えられる。

この点からすれば、RMIは、判決解釈の要請や、場合によっては、新事実の発見に基づく再審手続の利用も視野においているのかもしれない。ここからは、核軍縮交渉プロセスの司法的コントロールの可能性を議論することも可能となるだろう²⁰。ただし、英国は、2014年12月31日にそのICJ管轄権受諾宣言を修正し、「同一または他の当事国により以前に裁判所に付託された紛争と実質的に同一の紛争」を除外事項として追加した²¹。これによりRMIまたは他の国家が本件訴訟と「実質的に同一の紛争」を英国を相手取りICJに付託することは困難となった。

Ⅲ 想定される主な争点

A 訴訟の受理可能性について

管轄権に関する争点についてはすでに別稿で触れた²²。ここでは、受理可能性について想定される争点をいくつか見ておく。

第1に、原告適格が問題となりうる。これに関して、ICJは1966年南西アフリカ事件(第2段階判決)において、いわゆる民衆訴訟を否認したことが想起される²³。しかし、2001年国家責任条文では被害国以外の国による責任の追及が認められ(48条)、また2012年ベルギー対セネガル事件判決においては、拷問禁止条約の当事国(ベルギー)に、他の当事国(セネガル)の条約上の義務違反の

20 これに関連して、1996年ICJ核兵器勧告的意見主文2Fは「厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務」の存在を認定していることに留意しておきたい(*ICJ Reports 1996*, p. 267)。NPT6条では条文上「厳重かつ効果的な国際管理」は全面完全軍縮に関する条約を対象とするものと解されるが、同意見では核軍縮に関する国際管理が想定されており、かつ核軍縮過程のみならず核軍縮交渉をも対象としているようも解釈し得る。

21 The Declaration of United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, 31 December 2014.

22 山田、前掲論文(註14)、参照。

23 *ICJ Reports 1966*, p. 6. なお、1973年核実験事件仮保全措置命令では、一応 *prima facie* 管轄権があること、請求に係る法益を原告が立証しえないとは先験的に仮説としえないことを条件に仮保全措置を認めている。

中止を請求し違反国の責任を追及する原告適格があることが認められた²⁴。これについては、締約国間の対世的義務(*obligation erga omnes partes*)に基づき原告適格が認められたと解されている²⁵。また、2014年南極海捕鯨事件は、原告適格は明示的な争点とならなかったが、原告(豪州)は被告(日本)の行為による直接の被害国ではないにもかかわらず、被告の行為(調査捕鯨)が国際捕鯨取締条約に違反するとして提訴した事例である²⁶。これら最近のICJの判例は、少なくとも締約国間での対世的義務に基づく原告適格を認める傾向にある。この点からすれば、対英訴訟では積極判決がでる可能性はあるが、NPTを離れて一般国際法上の対世的義務に基づき原告適格を認めるかは課題となる。

第2に、紛争に利害関係のある第三国の同意の不在が争点となりうる。本件のように一部の核保有国にのみ交渉命令判決を求めることの適否である。この点は、同じくRMIが米国を相手取り争っている米国内の裁判における米連邦地判でも交渉命令判決による救済可能性がないことに関連して取り上げられ、結局原告適格を欠くと判断された²⁷。ICJにおいては、1943年ローマから移送された通貨用金塊事件判決²⁸において、第三国が訴訟物となる場合は管轄権行使を差し控えるとの判示があるが、1984年ニカラグア事件(管轄権・受理可能性)²⁹においては、必要当事者の不在に基づき受理可能性を否定する米国の主張に対して、ICJは、影響を受けると考える国は訴訟参加や別個の訴訟を提起し得るし、必要当事者の原則は存在せず(訴訟参加命令権はICJにない)、加えて米国が指摘するコスタリカ等の諸国は訴訟物たる地位にはない、として米国の主張を退けた。本件においても訴訟物が何か、米ロ仏中等の訴外核保有国がかかる地位にあるかどうか争点となりうる。

第3に、「他の紛争解決手続」のICJ手続に対する優位性が争点となりうる。原告が請求対象とする核軍縮交渉はNPT再検討会議プロセス又は国連に係属しており、ICJは扱うべきではないという主張が予想される³⁰。実際、2015年NPT再検討会議において英国代表は、同会議参加が6条の誠実交渉義務の遂行であることを示唆する発言を行っている³¹。他方、ICJは、ニカラグア事件(管轄権・受理可能性)判決において、安保理係属事件でも政治的側面と法的側面は別であり、安保理とICJは補完的役割をはたすと判示している³²。これと関連して、本件のもつ政治性も争点となりうる。

24 *ICJ Reports 2012*, p. 422.

25 渡辺豊「引渡か訴追かの義務に関する事件(ベルギー対セネガル:国際司法裁判所、2012年7月20日判決)」法政理論46巻2号、2014年、水島朋則「拷問禁止条約における当事国間対世義務と普遍管轄権について」法政論集255号、2014年、および玉田大「国際司法裁判所 引渡又は訴追義務の問題に関する事件(仮保全措置命令2009年5月28日)」岡山大学法学会雑誌59巻1号、2009年参照。

26 *ICJ Reports 2014*, p. 226.

27 *Republic of the Marsh. Is. v. United States*, 79 F. Supp. 3d 1068, (Cal. 2015).

28 *ICJ Reports 1954*, p. 19.

29 *ICJ Reports 1984*, p. 392.

30 なおこの点は、管轄権の有無という観点でも論じうるかもしれない。原告および被告による管轄権受諾宣言にはそのすべてに「他の紛争手続に付すべき紛争」を除外する趣旨の留保が付されている。例えばマーシャルの宣言では以下の紛争を除外している。“any dispute which the Republic of Marshall Islands has agreed with the other Party or Parties thereto to settle by some other method of peaceful settlement”

31 2015年4月27日の英代表による一般討論演説。

32 *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Jurisdiction and Admissibility, Judgment, *ICJ Reports 1984*, p. 432-436.

6条で規定される核軍縮交渉は「政治交渉」として理解されていることが考えられるからである³³。もっとも、80年代以降のICJの実行では紛争の政治性は受理可能性の障碍とはされていない。ここでは、NPT6条実施確保手段としての再検討プロセスの意義をどのように捉えるか、またこのプロセスにICJが司法機関としてどのように関与する姿勢を示すかが注目される。

B 本案に関する争点

本案については少なくとも、NPT6条の「核軍縮交渉義務」の内容および同義務の慣習法性が問題となろう。

1 NPT第6条に基づく「核軍縮交渉義務」の内容

a 原告の主張

訴状によれば原告は以下のように主張する。第1に、6条の交渉の主題は核兵器の全廃であることを強調する。これは、NPTの起草過程におけるNNWSとNWSとの取引の存在と、その後の再検討会議におけるその確認がその証拠として示される(パラ82)。第2に、6条の交渉義務は、単に交渉を継続するだけでなく、その交渉を完結させるという結果の義務を含んでいると主張する。これは96年のICJ核兵器勧告的意見の判示に拠る(パラ84)。第3に、6条の義務は、その履行が国際社会の死活的利益に関わることから対世的義務であることを強調する。その論拠として同じく96年の勧告的意見とこれに付されたベジャウィ所長の宣言が示される。加えて、2004年のICJ壁事件勧告的意見で示された、対世的義務の実現を援助する法的義務の存在が主張されている(パラ85)。第4に、信義誠実の原則を提示する。国際判例等に依拠しつつ、①合理的な方法でかつ条約目的を実現し得るようなやり方で条約を適用する義務、②条約の趣旨・目的の実現を妨げる行動の禁止、および③合意された目的に対する国の誓約が疑問となる行動の禁止、この3点が主張される(パラ98)。

上記からは一応以下のように読み取れる。即ち、NWC交渉開始の呼びかけや核軍縮に関するOEWGの設置の推進は、6条の交渉義務(核兵器の全廃を目指した交渉を完結させる義務)の履行である。同義務は対世的義務であって、NWS(被告)にはこのNNWSの義務履行を援助する義務があり、NNWSの呼びかけるNWC交渉開始やOEWG設置に応じる義務がNWSにはある。また、信義誠実の原則の観点からは、かかるNNWSの呼びかけに応じないNWSの行為は、上記3点の信義誠実に由来する義務に違反する。また、トライデントの更新に見られる核兵器の近代化措置は、「誠実に交渉する」ことが求められる核軍備競争の早期停止についても、信義誠実の原則に照らすならば、前記の3点に違反する、との主張である。

b 課題

だが、一応このように理解される原告の所論にはなお以下の検討すべき課題があるように思われる。

(1) 6条の内容としての核兵器の全廃を目指した交渉完結義務

まず、そもそもNPTおよびその6条が、核兵器の全廃を目標としているかどうかである。6条では核軍縮に関する効果的措置(effective measures relating to ... nuclear disarmament)

33 例えば、1996年核兵器勧告的意見における口頭弁論に際して米国は、NPTはその文言以上に禁止の基礎とはならず、「核兵器は法によって現時点では禁止されておらず、締約国間のさらなる政治交渉において扱われるべきものというのが国際社会の明確な認識である」と発言している(CR 1995/34, p. 62)。

が交渉主題とされている。また前文では、締約国は「核軍備の縮小の方向で(in the direction of nuclear disarmament) 効果的な措置をとる意図を宣言し」かつ「厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約に基づき核兵器の製造を停止し、貯蔵されたすべての核兵器を廃棄(elimination)し、並びに諸国の軍備から核兵器及びその運搬手段を除去することを容易にするため、国際間の緊張の緩和及び諸国間の信頼の強化を促進することを希望し」ている。これらの文言からすれば、NPTは核兵器の全廃を究極の目標としているとはいえるだろう。この理解は、2015年に示されたP5の共通理解からも裏付けられる³⁴。

しかしながら、NPTそれ自体として核兵器の全廃を締約国に義務づけているといえるかは問題である。例えば、NPT成立過程において米国代表は「少なくともすべてが合意した一つのテーマがある。不拡散条約は、さらなる核軍縮措置の達成に向けてのひとつのステップであり、実際、全面軍縮というわれらの究極目標に向けたひとつのステップたるべきである」と発言している³⁵。ここからは、NPTは核兵器の全廃を目指しているが、NPTは全廃に向けた措置の一つにすぎず、核兵器の全廃のためには別の措置が必要である、つまりNPTでは全廃は義務付けられていないとの解釈が導かれる。

原告は、核兵器の全廃を目標とした交渉を「完結させる義務」があると主張し、そこから交渉完結のためのNWC交渉が法的に要請されていると主張しているように思われる。そこで、ひとつの問題は、前提となる「完結させる義務」の存否であり、もうひとつの問題は、その「完結させる義務」とGCDとの関係である。前述したように核軍縮交渉をGCDの進展に条件づける見解がNWSから提起されているからである。

(a) 完結させる義務

「交渉を行う義務」は、結果としての「合意に至る義務」ではないことは、多くの論者が指摘する³⁶。核軍縮を目指し交渉する義務であることは明確だが、その結果を達成する義務ではない。「結果の義務」をどう導くかが課題といえよう。原告は96年のICJ勧告的意見における判示に依拠するが、その根拠づけは十分といえるだろうか。

同意見では、国際法および国際社会にとっての核軍縮の重要性(核使用・威嚇の地位が不確定であることは国際法と国際秩序の安定性を阻害)、一連の国連総会決議、信義誠実原則、安保理決議984および1995年再検討会議で採択された「原則と目標」に言及したうえで、結論を導いている³⁷。この論旨の展開をみると、核軍縮交渉を完結させる義務は、NPT成立以前および以後の国連総会・安保理の決議といったNPTの外在的諸要素に大きく依拠している。他方、原告は、NPT成立時の「取引」を重視したうえで、この勧告的意見を引用する。ここには「完結させる義務」はNPTに内在

34 2015年NPT再検討会議に際して公表されたP5による核用語集では、核軍縮(nuclear disarmament)を、核兵器が全廃された後の状態を意味することもあるとしつつも、「核兵器のない世界という究極目標の実現に至るプロセスおよびこれに寄与するあらゆる措置」として定義している(*P5 Glossary of Key Nuclear Terms*, para. 1.1.3, p. 2, 2015)。なおこの定義集はいかなる法的地位ももたず、国際協定等の文言を変更するものではないことが「はしがき」で明記されている。

35 ENDC/PV.376, para. 37.

36 藤田、前掲書(註12)、118頁、黒沢、前掲書(註12)、181頁。なお以下も参照、Hisashi Owada, "Pactum de contrahendo, pactum de negotiando", *Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (online ver.), last updated: April 2008.

37 *ICJ Reports 1996*, pp. 263-265, paras. 98-103.

的に含まれているのか、換言すればNPT成立時から存在するのか、あるいはNPTに外在的に、つまり成立以降に確立してきたものかという論点が含まれているように思われる。

(b) 後にされた合意の可能性

これに関連して、条約の解釈・適用において考慮される「当事国の間で後にされた合意」(条約法条約31条3)に着目することが検討されるだろう。とくに1995年の再検討会議以降は核兵器の廃絶を目標とし、これを達成することの約束が再検討会議の合意として採択されてきた。すなわち、1995年「原則と目標」においては、6条の完全な実現と効果的な履行に当たって達成が重要となる措置として、核兵器国が「核兵器の廃絶を究極的な目標として、世界的に核兵器を削減するための体系的かつ漸進的な努力を断固として追求」することが言及され³⁸、2000年の「最終文書」では、6条を実施する体系的かつ漸進的な努力のために合意された13項目の措置のなかに、「すべての締約国が6条の下で約束している核軍縮に導くような、核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な約束」が含まれている³⁹。2010年の「最終文書」では、会議の合意として、「条約の目的に従い、すべてにとって安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全の達成する決意」が示された⁴⁰。

これらの諸合意を、「後にされた合意」とみて、6条の解釈・適用において考慮すべきかが論点となろう。実際、かかる論点をめぐってはすでに論者の見解が存在する⁴¹。上記の諸合意がこの「後にされた合意」に該当するとすれば、「完結させる義務」はNPT6条の義務として事後的に発展し、条約解釈として確立してきたと論じうるだろう⁴²。

だが同時に、これら合意の内容には上記に示したように「漸進的」な達成や、すべてにとっての安全(security for all)という要素も含まれていることに留意する必要がある。これらの要素もまた「後にされた合意」と位置付けうるとすれば、NWSのとりえるステップ・バイ・ステップのアプローチを6条は許容しているとされることになる。だからこそ、これら諸合意はNWSも含めてコンセンサス採択されているともいえよう⁴³。

このようにNPT6条の解釈に再検討会議における諸合意を考慮する場合には、近年の核軍縮への人道的アプローチと衝突する可能性がある。

加えて、再検討会議においてはGCDの達成もまた繰り返し言及されていることにも留意したい。

38 NPT/CONF.1995/32 (Part I), Annex, Decision 2.

39 NPT/CONF.2000/28 (Parts I and II), pp. 14-15.

40 NPT/CONF.2010/50 (Vol. I), p. 19.

41 さしあたり以下参照、Daniel H. Joyner, “The legal meaning and implication of Article VI of the Non-Proliferation Treaty”, in *Nuclear Weapons under International Law*, Gro Nystuen, et als., eds, 2014, pp. 410-414, 山田寿則「軍縮義務の形成と展開」浦田賢治編著『核不拡散から核廃絶へ』日本評論社、2010年、330頁。

42 条約の発展的解釈についてはさしあたり以下参照。International Law Commission, *Conclusions of the work of the Study Group on the Fragmentation of International Law: Difficulties arising from the Diversification and Expansion of International Law*, 2006. 岡田淳「条約の『発展的解釈』論」国際法研究3号、2015年。

43 米国は2000年、2001年のマレーシア決議の投票説明において、完結させる義務を述べた勧告的意見は6条の内容と同じだとし、誠実交渉義務には交渉の成功完了させることを求めることが含まれると述べたが、同時にステップ・バイ・ステップのアプローチをとることを述べている。山田、前掲論文(註41)、336頁参照。また、ICJ核兵器勧告的意見に際して米代表マテソンは、交渉を終結させる義務は、交渉方法や結果につき具体的内容を欠いているため、米国の核政策に変更を必要とするものではないとしている。See, Michael J. Matheson, “The Opinions of the International Court of Justice on the threat or use of nuclear weapons”, *American Journal of International Law*, vol. 91, no. 3, 1997, p. 434.

1995年の「原則と目標」では上記引用箇所と並んで、GCDを断固として追求することが述べられており、2000年最終文書での13項目の措置では、究極目標としてのGCDが再確認されている(11項)。但し、2010年再検討会議の「最終文書」においては合意された行動計画にGCDは含まれていない。また、2000年の13項目の措置においては、GCDと前記6項(明確な約束)は別の項目として位置づけられており、もはや核軍縮とGCDは関連付けられていないという見方も成り立つ⁴⁴。

これに対して、国連総会で1996年以降採択されてきたいわゆる「マレーシア決議」における1996年核兵器勧告的意見主文2Fの「確認」を「後にされた合意」として論じることが検討される。同決議は、前記主文2Fを強調し、かつそこで判示された「核軍縮誠実交渉・完結義務」の履行としてNWC交渉の早期開始を呼びかけるものであり、上記再検討会議の諸合意にみられる漸進的達成や安全保障への考慮の要素を含んでいない。しかし、これはNPT再検討会議とは異なる場における決議であり、必ずしも「当事国間で後にされた合意」には該当しないとの議論も生じるだろう。また、決議の文言は同意見主文2Fが裁判官の全員一致で採択された事実を強調しているに過ぎないとも読むことができることからすれば、6条の解釈又は適用についての合意とはいえないかもしれない⁴⁵。

(c) NPT 締約国の「協力義務」

条約に基づき設置された機関に対する条約締約国の「協力する義務」を基礎に再検討会議での合意に何らかの法的効果を認める可能性も検討される⁴⁶。

2014年の南極海捕鯨事件ICJ判決においては、国際捕鯨取締条約締約国は、国際捕鯨委員会(IWC)及び科学委員会と協力する義務があり、そこでの勧告を然るべく考慮すべきと判示された⁴⁷。その法的根拠は必ずしも明確ではないが、ここで判示された「協力する義務」がNPT再検討会議とNPT締約国の関係にも妥当するかどうかを検討されるだろう。NPT締約国は再検討会議の勧告(コンセンサスによる)に妥当な考慮を払う義務があるといえるだろうか。ここでは、NPT再検討会議とIWCとの地位の異同や協力義務の法的根拠などが論点となろう。なおこれに関連して、NPT前文では、核軍備競争早期停止および核軍縮の方向での効果的措置をとる意図の宣言につづいて、「この目的達成についてすべての国が協力することを要請」(前文9段)していることを想起しておきたい。

もちろん、仮にかかる協力義務が存在するとしても、それは再検討会議における合意についてであって、その中には前述のとおり漸進的措置ないしは安全保障の考慮が含まれることには変わりがない。

以上のことからすれば、6条には「完結義務」が含まれるといえるとしても、その存在のみからは、NWC交渉やOEWG設置に積極的に取り組む義務を導くことには限界があるように思われる⁴⁸。

44 See Joyner *supra* note 41, pp. 414-417.

45 マレーシア決議については、山田、前掲論文(註41)、327頁以下参照。

46 協力する義務については、奥脇直也「協力義務の遵守について」江藤淳編『国際法学の諸相』信山社、2015年参照。

47 ICJ Reports 2014, p. 257, para. 83. さらに佐藤哲夫「捕鯨事件にみる国際組織の創造的展開」柳井俊二・村瀬信也編『国際法の実践』信山社、2015年参照。

48 なお、ベジャウィ元所長は、「勧告的意見から20年近くたって、『二重の義務』は残念ながらあまり大きな意味を持ち得なかったかもしれない。」と述べている(朝日新聞2015年08月22日付)。完結義務の判示に深く関与した当事者の発言として注目される。

(2) 核軍縮の国際社会全体にとっての死活的重要性と対世的義務の認識

原告は、6条の履行は国際社会全体にとって死活的重要性をもっており、核軍縮交渉義務は対世的義務であると主張する。さらにその義務履行を援助する義務もまた導かれるとする。この主張を踏まえれば、NNWSが提起するNWC交渉早期開始の呼びかけは、同義務の履行であり、NWSはその履行を援助すること、即ち交渉開始の呼びかけに応じることが義務であるとの議論に結びつく。

ここでは、まず6条に規定される核軍縮交渉義務が対世的義務であるかどうかが争点となろう。原告は同義務の履行が「国際社会全体にとり死活的な重要性」を有するとした核兵器勧告的意見を引用するが、同意見では必ずしも同義務が対世的義務であるとは明示していない⁴⁹。また、原告は2004年の壁事件勧告的意見に基づき「援助する義務」の存在を主張するが、壁意見で対世的義務とされたのは、人民の自決権を尊重する義務および国際人道法上の義務であり⁵⁰、他の諸国に対する法的帰結としては、これら義務違反によって生じた不法状態の不承認および不援助の義務は明示されたが、自決権侵害の停止については、国連憲章および国際法を尊重しつつそれを見守ることが委ねられているとされたにすぎない⁵¹。対世的義務の履行を援助する積極的義務をどのように導くかは課題である。

ここで、核兵器勧告的意見においては、核兵器の使用・威嚇の適法性の問題と核軍縮交渉義務の問題とは直接的に結び付けられていないことに留意しておきたい。ICJは核使用・威嚇が一般的に違法だから、核軍縮義務に着目しているのではなく、むしろ「自衛の極端な状況」において核使用・威嚇の適法性につき確定的に結論することができないという事態が、国際法および国際秩序にとり危険であるから、核軍縮交渉義務が重要であるとしている⁵²。

他方、核使用の人道上の帰結に着目する核軍縮への人道的アプローチにおいては、「いかなる状況においても核兵器が決して繰り返し使用されないことが人類の生存そのものの利益である」と「核兵器が決して繰り返し使用されないことの唯一の保証はその完全な除去である」ことが強調されるに至っていることを想起しておきたい⁵³。なお、NPT再検討プロセスにおいては、核兵器不使用の唯一絶対的な保証が核兵器の完全な除去である点は再確認されてきている⁵⁴。

核兵器勧告的意見において前述の「自衛の極端な状況」における確定不能は、その背景に人道や人類の生存と国家主権ないし国家の生存との衝突をICJが克服できなかったことが背景にある⁵⁵。核軍縮義務を考えるあたり、同様の衝突にICJは直面することになるかどうかという点にも注目しておきたい。

なお、核軍縮義務が対世的義務であるかという点は、原告適格とも関わっており、管轄権および受理可能性の判決に際してICJが何らかの判示を行うことも考えられる。

49 *ICJ Reports 1996*, pp. 263-265, paras. 98-103.

50 *ICJ Reports 2004*, p. 199, para. 155.

51 *Ibid.*, p. 200, para. 159.

52 *ICJ Reports 1996*, pp. 263-264, paras. 98-99.

53 例えば、最新のものとして2015年国連総会第1委員会が採択された「核兵器の人道上の帰結」と題する決議(A/C.1/70/L.37)。

54 例えば、2000年再検討会議最終文書(NPT/CONF.2000/28 (Parts I and II), p. 15, para. 2)および2010年再検討会議最終文書(NPT/CONF.2010/50 (Vol. I), p. 21)参照。

55 この点に関しては、藤田久一『核に立ち向かう国際法』法律文化社、2011年、191頁、山田寿則・小倉康久「下田事件判決と核兵器勧告的意見の比較考察(2・完)」明海大学教養論文集14号、2002年、50～51頁参照。

(3) 信義誠実原則による交渉義務内容の特定化の範囲

原告は、信義誠実原則は国際法の基本原則であり、同時に軍縮分野にも妥当する原則であることを強調する(対英訴状パラ93～96)。この原則は曖昧な核軍縮交渉義務の内容を特定化するための本訴訟の焦点と思われる。原告はこの文脈で6条の義務が「結果の義務」であることに言及する(同パラ97)。これはトライデントの更新等の核兵器の近代化や増強がこの結果達成を妨げる行為であり、誠実交渉義務に違反するとの主張に結びついている⁵⁶。

訴状では、前述したように信義誠実原則から具体的な義務が国際判例等に基づき3点にわたり記述されている。加えて、原告が指名したアド・ホック裁判官であるベジャウィの著作でもNPTの文脈における信義誠実につき複数の義務が示されている⁵⁷。これらの解釈が判事の間でどの程度共有され、どのように本件に適用されるかが課題であろう。信義誠実原則のみでは、6条における核軍縮交渉の主題は特定されない。現実交渉が行われており、そこで交渉当事者の行動が「誠実な」交渉であるかどうか重要である。原告はNNWSによる交渉の提案、すなわち、マレーシア決議におけるNWC交渉開始の呼びかけ等に着目する。また訴状では触れていないが、2010年再検討会議において採決された最終文書では、「会議は、核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。会議は、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案、とりわけ同提案が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したことに留意する」とした⁵⁸。このようにNNWS側の支持する交渉主題はすでに提案されている。

ここでの問題は、国連総会やNPT再検討会議では、上記以外のCTBTの発効促進やFMCTの交渉開始など具体的な核軍縮措置の提案や推進の勧告が数多くなされていることである。ステップ・バイ・ステップのアプローチに基づく被告らはこれらの諸措置の取組みこそ優先されるべきとの立場を示している。これらの諸事実が信義誠実の原則に照らしてどのように判断されるかが注目される。

2 慣習法上の「核軍縮交渉」義務の存在

a 原告の主張

原告は、NPT6条と同一の義務が慣習法上も存在すると主張する。まず、核軍縮につき交渉しかつ完結させる義務については、その論拠として以下の点を主張している。①これを判示した核兵器勧告的意見において、核軍縮には「すべての国の協力を必要とする」と判示され、同意見本文2FにおいてNPT締約国に限定することなく核軍縮誠実交渉・完結義務の存在が判事全員一致で判示されたこと、②同意見に付されたベジャウィ所長の宣言では慣習法性を認めていること、③国連総会が1946年の1号決議以来大量破壊兵器の軍縮に向けて関与していること、および④国連安保理がす

56 浦田、前掲書(註41)、121頁参照。同書には原告側共同代理人ファン・パン・デン・ビーセンが編者となった著作の訳が収録されている。

57 NPTの趣旨・目的を維持し、その一体性を尊重する義務、NPTを実現するあらゆる積極的措置を取る義務、誠実に協力する一般的義務、情報提供および通報の一般的義務、妥協する義務、手続濫用の禁止、不当な交渉打ち切りの禁止などである。モハメド・ベジャウィ「国際法、信義誠実、そして核兵器の廃絶」浦田、前掲書(註41)、187頁以下参照。

58 NPT/CONF.2010/50 (Vol. I), p. 20.

すべての国による6条の履行を要請してきたこと(決議984や決議1887)、この4点である。

次に、核軍備競争早期停止義務に関しては、①諸国によるNPTへの「広範かつ代表的な参加」が存在すること、および②第1回国連軍縮特別総会の最終宣言において核軍備競争の停止と逆転の必須性が宣言されていること、この2点が論拠とされている。また、対印パの訴状においては特に③印パの核実験に際して出された安保理決議1172があげられている。

b 課題

原告は核兵器勧告的意見とベジャウィ所長の宣言⁵⁹に依拠する。同意見本文2Fは判事の全員一致によるものだが、その慣習法性について判事間の見解は必ずしも一致していない。例えばシュヴェーベル判事はNPT非締約国への義務としては疑問であるとしている⁶⁰。また、論者の中にも慣習法性が不明であるとする見解がある⁶¹。最近では、国際法協会(ILA)の核兵器・不拡散と現代国際法に関する委員会によるワシントン会議報告書では、核軍縮義務の対世的効果をみとめつつも、慣習法であるかまたは発展しつつある慣習だという決議案を公表している⁶²。この点からすれば、慣習法化の主張には十分な説得力を持つ立証が必要となる。

原告の訴状では主張する慣習法規につき成立要件にまで言及して詳しく検討しておらず、その立証は今後の課題である。ここでは、関連していくつかの問題点の指摘にとどめる。

まず、NPTは現在では非締約国のほとんどが事実上の核保有国となっており、かつ原告はこれら諸国のすべてにつき慣習法上の核軍縮に関する義務違反を主張している。したがって、原告の立場からは非締約国の実行を基礎に核軍縮義務の慣習法化を主張することはできない(NPTの外側における一般慣行の不在)⁶³。原告は国連総会決議(特にコンセンサス採択された第1回国連軍縮特別総会最終文書)および国連安保理決議に依拠するが、これを法的確信の証拠であると同時に一般慣行の証拠とみることができると問題となる。

次に、原告は核軍縮競争早期停止義務に関して、前記①と②の点を主張する。前者が一般慣行、後者が法的確信に関する証拠として言及されていると思われるが、とくに前者の「広範かつ代表的な参加」としてどの国の実行を重視するかが問題となる。原告はNNWSを含めたNPT国の実行に言及しているように思われる。しかし、この点については論者の間においても議論が存在する⁶⁴。ま

59 *ICJ Reports 1996*, pp. 273-274, para. 23.

60 *Ibid.*, p.329. また、ギョーム判事は、2FをNPT当事国の義務を要約しようとした定式と捉えている。*Ibid.*, p.293, para.13.

61 交渉を完結させる義務についてその新規性を指摘。未解決の問題として、総会からの諮問事項でないこと、慣習法性が不明である点を指摘する。前者については、関連する問題として裁判所が確認したことを示唆すると述べる。H. Fujita, “The Advisory Opinion of the International Court of Justice on the legality of nuclear weapons”, *International Review of the Red Cross*, No. 316, p. 64.

62 The Committee on Nuclear Weapons, Non-proliferation & Contemporary International Law, *Conference Report Washington 2014*, p. 18.

63 なお、マレーシア決議に関連して、2015年5月にインドは、核軍縮誠実交渉・完結義務の支持は法規定に基づいたものではなく、同国の一貫した政治的・論理的敷設であるという見解を表明している(A/70/181, pp. 7-8)。

64 例えば、NNWSの実行を含める見解として、Daniel Rietiker, “Some Thoughts on Article VI NPT and its Customary Nature”, *Arms Control Law: A blog for analysis and discussion of legal issues relevant to arms control*, June 10, 2014, NWSの実行を重視する見解として、Marco Roscini, “The Cases against the Nuclear Weapons States”, *ASIL Insight*, Volume 19, Issue 10, May 12, 2015.

た、核兵器勧告的意見においては、核兵器の使用・威嚇の禁止規範の慣習法性の検討に際しては、ICJは抑止政策に依存する諸国の実行と法的確信をも重視したことを想起しておきたい⁶⁵。

おわりに

以上、現時点における本訴訟の進展状況をまとめるとともに、対英事件における原告訴状を手掛かりに、今後想定される争点につき検討を加えた。本事件は管轄権および受理可能性を判断する書面段階にあり、必ずしも本案に進むとは限らない。その点では、核軍縮へのアプローチ問題について本訴訟が与えうる示唆についても、一定の留保が必要である。

しかし、核軍縮交渉義務をめぐる本訴訟の争点は、現在の国際社会において核軍縮が何のために追求されており、その実現のために誰がどのような義務を負い、その義務の履行確保がどのような手段やフォーラムを通じてなされ、そのために誰がどのような権利(資格)を有するか、そして核軍縮交渉の主題はどのようにして特定されるかという点に関わっている。ICJが正面からこれら争点に取り組む場合には、核軍縮交渉をめぐる法規範構造の理解に一定の視座を提供することとなり、さらには現実の核軍縮へのアプローチをめぐる論争に一定のガイドラインを与える効果が期待できる。

(2015年11月11日脱稿)

【付記】本稿は公益財団法人政治経済研究所の2015年度個人研究費による研究成果の一部である。

65 *ICJ Reports 1996*, pp. 253-255, paras. 64-73.

